

松江市告示第 230 号

松江市小規模住宅団地整備事業補助金交付要綱（令和 2 年松江市告示第 201 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前												
<p style="text-align: center;">(補助金の対象等)</p> <p>第 3 条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">終期</td> <td style="text-align: center;">令和 6 年 3 月 31 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(交付の申請)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) <u>暴力団員等該当性の照会に係る</u>同意書(法人登記簿に記載されている全役員)</p> <p>(18) 略</p> <p style="text-align: center;">(実績報告)</p> <p>第 5 条 <u>補助事業者</u>は、住宅団地の整備完了後、規則第 12 条の補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>除却工事の写真(除却前、除却中、除</u></p>	略		終期	令和 6 年 3 月 31 日	略		<p style="text-align: center;">(補助金の対象等)</p> <p>第 3 条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">終期</td> <td style="text-align: center;">令和 5 年 3 月 31 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(交付の申請)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) <u>暴力団照会に関する</u>同意書(法人登記簿に記載されている全役員)</p> <p>(18) 略</p> <p style="text-align: center;">(実績報告)</p> <p>第 5 条 <u>補助金の交付決定を受けた者</u>は、住宅団地の整備完了後、規則第 12 条の補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	略		終期	令和 5 年 3 月 31 日	略	
略													
終期	令和 6 年 3 月 31 日												
略													
略													
終期	令和 5 年 3 月 31 日												
略													

<p><u>却後</u></p> <p>(4) <u>整備工事の写真(補助対象箇所の出 来形がわかるもの)</u></p> <p>(5) <u>産業廃棄物管理票(マニフェスト)の 写し及び集計表</u></p> <p>(6) <u>前各号</u>に掲げるもののほか市長が必 要と認める書類</p>	<p>(3) <u>前 2 号</u>に掲げるもののほか市長が必 要と認める書類</p>
--	--

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。